

住宅用火災警報器設置促進事業 Q & A

Q 1 : 既に階段や寝室など複数の火災警報器が設置されている場合でも、配布対象者となりますか。

A) 対象となります。

設置されている警報器の取替推奨期間（10 年）を確認し、取り換えも含めて、取り付け場所を対象者と相談のうえ取り付けてください。

Q 2 : 対象者が 1 世帯に 2 人ある場合（例：高齢者世帯等でどちらも名簿登録済）、複数の配布を行ってよいですか。

A) よいです。

Q 3 : これから災害時避難行動要支援者登録への呼びかけを行い、市へ登録者申請した場合は対象となりますか。

A) 対象となります。

申請状況を市の担当課に確認した後の決定となります。

Q 4 : 各年度内で申請できるのは 1 回のみですか。

A) 対象者が重複しないかぎり、同一年度内および事業実施期間中、何度でも申請できます。

ただし、各年度の予算の範囲内での配布となるため、申請の時期により翌年度の配布となる場合があります。

Q 5 : 申請した年度の予算を超過した場合は、翌年度に再度、申請書の提出が必要ですか。

A) 再度の提出は不要です。

提出いただいた申請書に基づき、翌年度の配布となります。

Q 6 : 市の要支援者名簿とは別に、自治会独自で作成した名簿があり登録者が異なっています。その場合、自治会独自の名簿にもとづき申請することは可能ですか。

A) 申請いただけません。

米原市避難行動要支援者名簿に記載される方のみを対象としています。

Q 7 : 火災警報器を受け取り、設置のため訪問したところ、設置を拒否され残ってしまいました。その場合、他の者や自治会館等の施設に転用して設置してもよいですか。

A) この事業の対象者が居住する家屋以外への設置はできません。

不要となった火災警報器は返却いただきます。ただし、この事業の対象者の範囲内で変更して設置する場合は、変更内容を本会へ報告したうえで転用できます。

Q 8 : 自治会としては配布までを行い、火災警報器の設置は家族が行う場合は配布対象となりますか。

A) 対象となります。

ただし、設置後の確認等をお願いします。

Q 9：設置先の希望を確認するため自治会役員等で行った聞き取り活動や、打ち合わせ会議などは地域福祉活動補助金の対象となりますか。

A) 対象となります。

自治会役員や消防団等により行われる設置先の希望を聞き取るための訪問や、訪問先の情報共有を目的とする会議は、見守りネットワーク会議の補助対象となります。

【補助額】 会議の開催：1回あたり3,000円

訪問活動：1月あたり1,000円

※確補助額には上限等ありますのでお問合せください。

Q 10：設置すべき場所の基準はありますか。

A) 湖北地域消防組合火災予防条例(※)により、設置場所が規定されています。

【設置する場所】 ・寝室 ・寝室が2階の場合の階段上部

【設置する位置】 ・壁又ははりから60cm以上離れた天井
・天井から下方15cm～50cm以内の壁



↑

※条例へのリンク

《火災警報器の取り付け方(例)》

注意

一般的には、日常の喫煙で作動するようなことはありませんが、火災警報器に直接煙をかけるようなことがあれば、誤作動の原因となります。

1階以外に寝室がある場合には、階段にも取り付ける必要があります。

設置義務

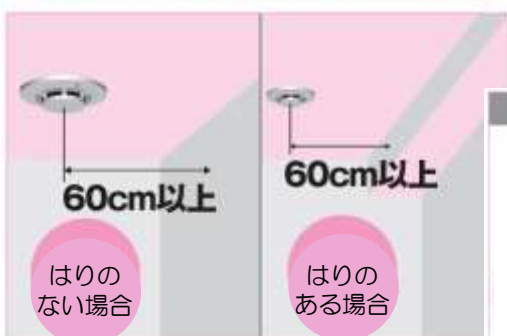
火災警報器は、少なくとも住居内の寝室にあたる部屋に取り付けましょう

設置義務

注意

キッチンへの取り付けの場合は調理のときに換気をおこなわないと誤作動の原因となることがあります。
また「塵式」を取り付ける場合には、調理のときに、煙や水蒸気のかからない場所に取り付けるよう、注意しましょう。

天井へつけるときは、ここに注意。



壁の取り付けはここがポイント。

